

中小企業経営強化税制・ 固定資産特例に関する 説明会資料

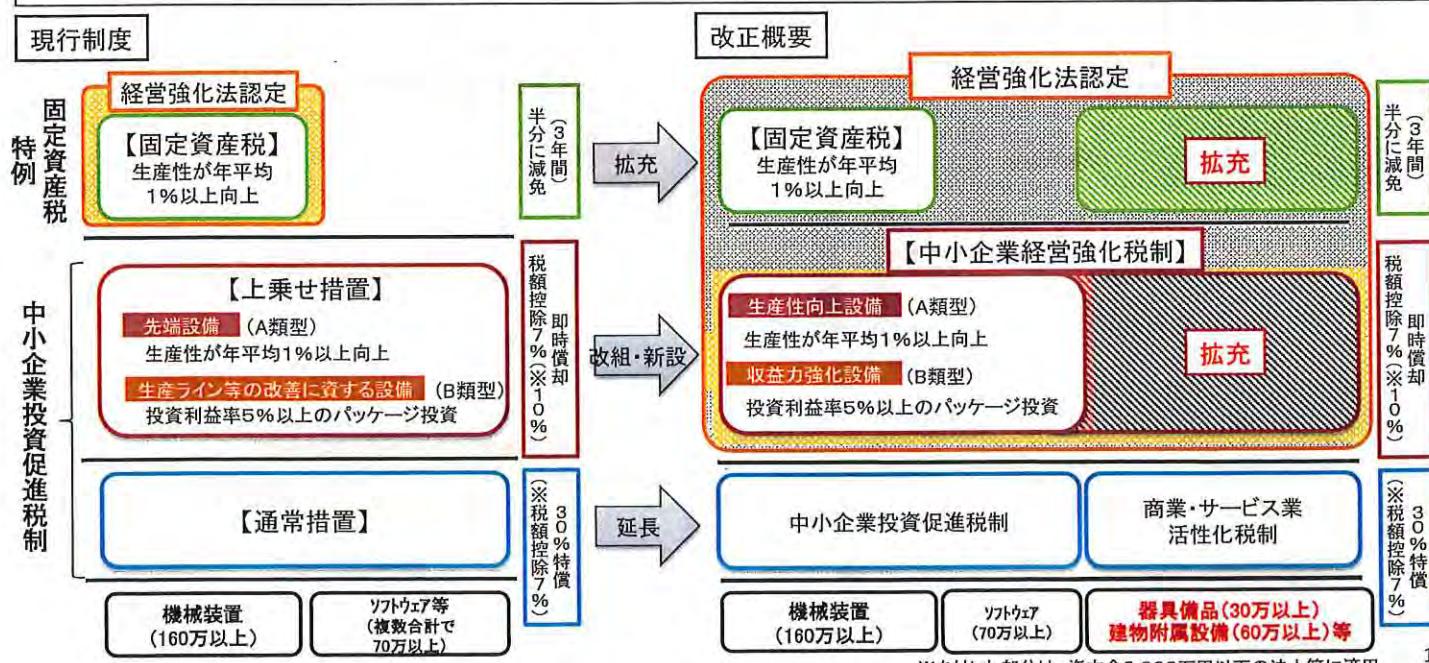
平成 29 年 3 月 28 日 (火)

一般社団法人日本分析機器工業会

平成29年度税制改正の概要 (中小企業税制)

1. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置 (法人税・所得税・法人住民税・事業税・固定資産税) 拡充

- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置 (即時償却等)を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物附属設備を追加(適用期限は2年間)。固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定した上で、同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押し。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長。



(参考)器具備品・建物附属設備のイメージ



2

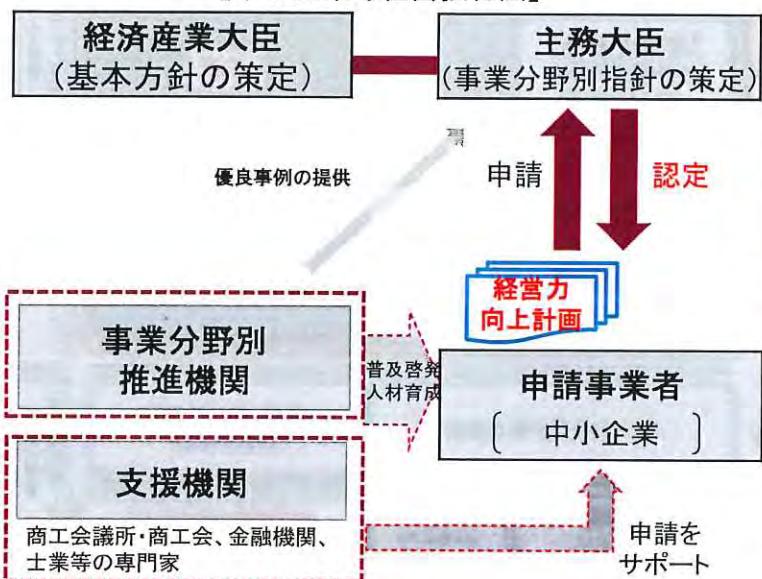
1-①中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例 (固定資産税)

拡充

- GDP600兆円に向けて、中小企業の生産性向上は緊急の課題。
- 特に赤字法人を含む商店・飲食店・介護事業者などの中小サービス業の生産性向上を促すため、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、対象設備に一定の器具備品・建物附属設備等を追加。追加設備については、対象となる地域・業種を限定し、重点的に支援する。

新制度 【適用期限:平成30年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



【追加する対象設備】

- 中小企業者が認定計画に基づき、平成30年度末までに取得する一定の器具備品・建物附属設備等
- ※中小企業者: 資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
- ▶ 生産性を高める設備が対象(H29年・30年に新規取得)
- (旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上(工業会等による確認)等)

【特例措置】

- 固定資産税の課税標準を、3年間 1/2に軽減。

【対象地域・業種】

- ① 最低賃金が全国平均未満の地域 → 全ての業種
- ② 最低賃金が全国平均以上の地域
→ 労働生産性が全国平均未満の業種

※機械装置については、引き続き全国・全業種対象。

<対象設備の例>



(参考)具体的な地域・業種限定の考え方

○地域別の最低賃金に基づき、以下のように対象を指定。

<平成28年度地域別最低賃金(昇順)>

宮崎県	714
沖縄県	714
島根県	715
高知県	715
佐賀県	715
長崎県	715
鹿児島県	715
大分県	715
鹿児島県	715
青森県	716
岩手県	716
秋田県	716
福島県	716
山形県	717
愛媛県	717
鳥取県	718
福井県	728
香川県	742
宮城県	748
新潟県	753
和歌山县	753
山口県	753
福井県	754
石川県	757
西山県	757
群馬県	759
山梨県	759
奈良県	762
福岡県	765
富山県	770
長野県	770
茨城県	771
栃木県	775
岐阜県	778
北海道	786
滋賀県	788
広島県	793
三重県	795
静岡県	807
兵庫県	818
京都府	831
千葉県	842
埼玉県	845
愛知県	845
大阪府	883
神奈川県	930
東京都	932



①最低賃金が全国平均未満の地域

○最低賃金が全国平均(823円)未満の地域については、

全ての業種を対象とする。



②最低賃金が全国平均以上未満の地域

○最低賃金が全国平均(823円)以上の地域においても、**労働生産性が全国平均未満の業種について特例の対象とする。**

(参考)24年経済センサスにおいては、一部の小売業(織物・衣服、飲食料品など)、宿泊業、飲食店、理美容、自動車整備業、医療業(※)、社会保険・福祉・介護業(※)などのサービス業については、労働生産性が全国平均未満。
※医療業、社会保険・福祉・介護業については東京を除く。



1-②中小企業経営強化税制の創設(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

改組・新設

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。
- 従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、**サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組**。適用期限は2年間。

改正概要 【適用期間: 平成30年度末まで】

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外。⁵

1-③中小企業投資促進税制(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の適用を認める措置。
- 中小企業投資促進税制の対象設備等について一部見直しを行い(上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設、器具備品を縮減)、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

対象者	・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主
指定事業	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貨渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
	・内航船舶(取得価格の75%が対象)
措置内容	個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業 30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万超の中小企業 30%特別償却

6

1-④商業・サービス業・農林水産業活性化税制

延長

- 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
- 消費税率の引き上げに向けて、経営改善の取組を行う事業者の設備投資を後押しするため、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

○本税制は、商業・サービス業者等(※1)が経営改善設備(※2)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(※3)ができる措置。

(※1) 対象者は、中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)及び従業員数1000人以下の個人事業主。
ただし、アドバイス機関に該当する中小企業者等は対象外。
また、対象業種は下記業種。

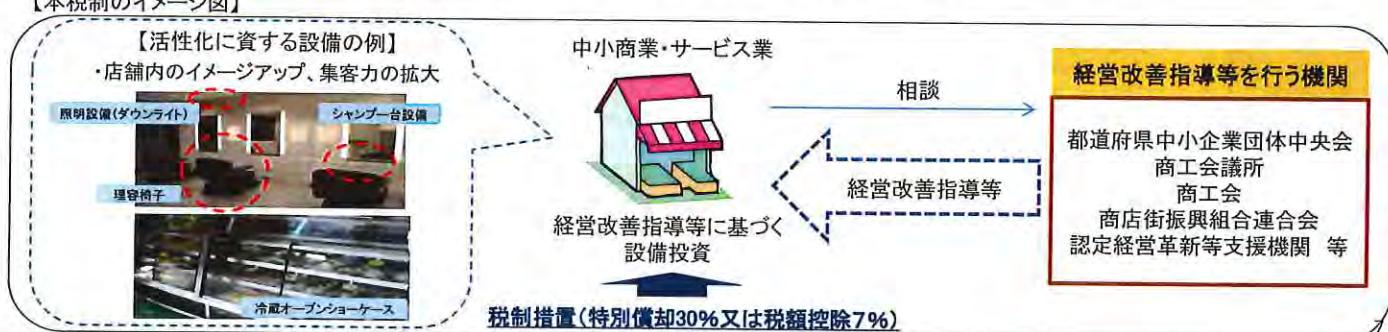
卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、
物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、
社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業(教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、
機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業))、農業、林業、漁業、水産養殖業 *性風俗関連特殊営業に該当するものは除く

(※2) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。

器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等): 1台30万円以上
建物附属設備(空調施設、電気設備、店舗内装等): 1台60万円以上

(※3) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】



(参考)生産性向上を促す設備等投資促進税制の縮減・廃止

- 設備投資減税は、**当初の期限通り**、平成28年度に支援措置を縮減し、平成28年度末に廃止することを決定。
- 縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を強力に後押し(「**やるなら今でしょ**」)。

改正概要 【適用期間:平成26年度から3年間(平成28年度末まで)
※産業競争力強化法の施行日から適用

対象設備

A. 先端設備

- 旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル



<対象>

- ◆機械・装置(限定なし)
- ◆器具・備品
(試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバー^(※)など)
- ◆建物関連(ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など)、
◆稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウエア^(※)
※サーバーとソフトウエアは中小企業のみ
- ◆工具(ロール)



<確認方法>

各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認

税制措置

(注)産業競争力強化法施行日から適用

	H25 年度中 (注)	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
特別 償却	即時	即時	即時	50% 特償	廃止
(うち建物、 構築物)	即時	即時	即時	25% 特償	
税額 控除	5%	5%	5%	4%	廃止
(うち建物、 構築物)	3%	3%	3%	2%	

B. 生産ラインやオペレーションの刷新・改善

- 事業者が通常作成する設備投資計画上の**投資收益率が15%以上**



(中小企業は5%以上)
※個々の設備等は、生産性向上・最新モデル要件を満たす必要なし

<対象>機械・装置、工具、器具備品、ソフトウエア、
建物、建物附属設備及び構築物

<確認方法>申請者が作成する簡素な設備投資計画を、
会計士又は税理士がチェックし、経産局が確認。

※ 産業競争力強化法の省令において対象設備の基準
を定める。

(参考)生産性向上を促す設備等投資促進税制の対象設備

- ✓ 利用できる業種や企業規模に制限はなく、機械装置や器具備品から建物、ソフトウエアまでの幅広い設備が対象。

A類型:先端設備

設備の種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	ロール
器具備品	試験又は測定機器 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)
建物	断熱材 断熱窓
建物附属設備	電気設備(照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。) 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 昇降機設備 アーケード又は日よけ設備(ブラインドに限る。) 日射調整フィルム

B類型:生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

設備種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	全て
器具備品	全て ^(※)
建物	全て
建物附属設備	全て
構築物	全て
ソフトウェア	全て

<中小企業者等の場合のみ対象>

設備の種類	用途又は細目
器具備品	サーバー用の電子計算機(その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの) ^(※)
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

審査担当工業会への依頼事項

平成29年2月
中小企業庁財務課

1. 証明書の発行業務について

生産性税制や固定資産税特例の関連で証明書の発行団体となっている工業会につきましては、引き続きご協力をお願いいたします。

対象が広がる設備（主に器具備品や建物附属設備）について、証明書発行業務が可能である場合には、所管の担当原課又は中企庁財務課までご相談ください。

・工業会における確認内容

①一定期間以内※に販売されたモデルか

※機械装置：10年、工具：5年、器具備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年

②生産性※が年平均1%以上向上しているか

※生産効率、エネルギー効率、精度等（購入するモデルの1代前との比較）

上記項目については、設備メーカーが説明責任を負うことになります。

・中小企業庁への実績報告

証明書の発行実績については、毎月中小企業庁へのご報告をお願いすることになります。内容等につきましては別途ご連絡いたします。

(参考1)生産性税制（A類型）の確認スキーム図・証明団体リスト

(参考2)証明書様式・チェックリスト（記入例）

(参考3)耐用年数表

2. 会員企業への周知

今回の税制改正や中小企業等経営強化法につきまして、会員企業に対する周知にご協力ををお願いいたします（会員企業向けに説明会の開催の要望等あれば、所管の担当原課又は中小企業庁財務課までご連絡ください）。

視点1：メーカーとしてユーザーの生産性向上のため販売したい設備

視点2：業界の生産性向上のために導入すべきと考える設備

(留意点)

経営強化法の認定を踏まえたプロセスや、現在使用している証明書の様式等は、今回の税制改正等を踏まえ変更させて頂く予定です。

新様式、実務の開始時期、手続の詳細は決まり次第ご連絡させて頂きます。

(参考) 主なQ&A（未定稿）

Q (設備メーカーが新しく開発した設備など) 比較すべき旧モデルが存在しない新製品は対象となるのか？

A 比較対象が全くないものは、比較する指標がないため、販売開始時期のみが要件となります。ただし、類似する機能・性能を持つ設備があるものは、生産性向上要件について、できる限り当該設備との比較を行ってください。

Q 何を基準に「生産性向上」に該当するか判断すればよいのか？

A 「生産性向上」の基準となる指標は、「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」などが代表例として挙げられます。ただし、あくまで代表例であり、実際の指標は、様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点から、設備メーカーにおいて、その指標が生産性の向上を図るための基準としてふさわしいものであるかどうか判断、選択することになります。なお、工業会等は設備メーカーが選択した指標について適切であるかを確認してください。

Q 「年平均1%以上向上」の比較対象は何か？

A 当該設備を製造している設備メーカーの一代前モデルと比較して下さい。設備ユーザーが現在使用しているモデルではありません。

Q 「一代前モデル」とは何を指すのか？

A 機能や構造の変更など、大きな変更があった場合を「モデル変更」と位置付け、モデル変更の前後で、当該設備の生産性が向上しているかについて確認してください。ただし、デザイン（色等）の変更など、機能が変わらない変更についてはモデル変更に該当しません。これらは設備メーカーにてご判断ください。

Q 旧モデルであるか、全く別のモデルであるかは、誰がどのように判断するのか？

A 型番や当該設備の用途等を総合的に勘案し、設備メーカーがご判断ください。

Q 輸入した設備（海外メーカー製）の扱いはどのように考えればよいか？

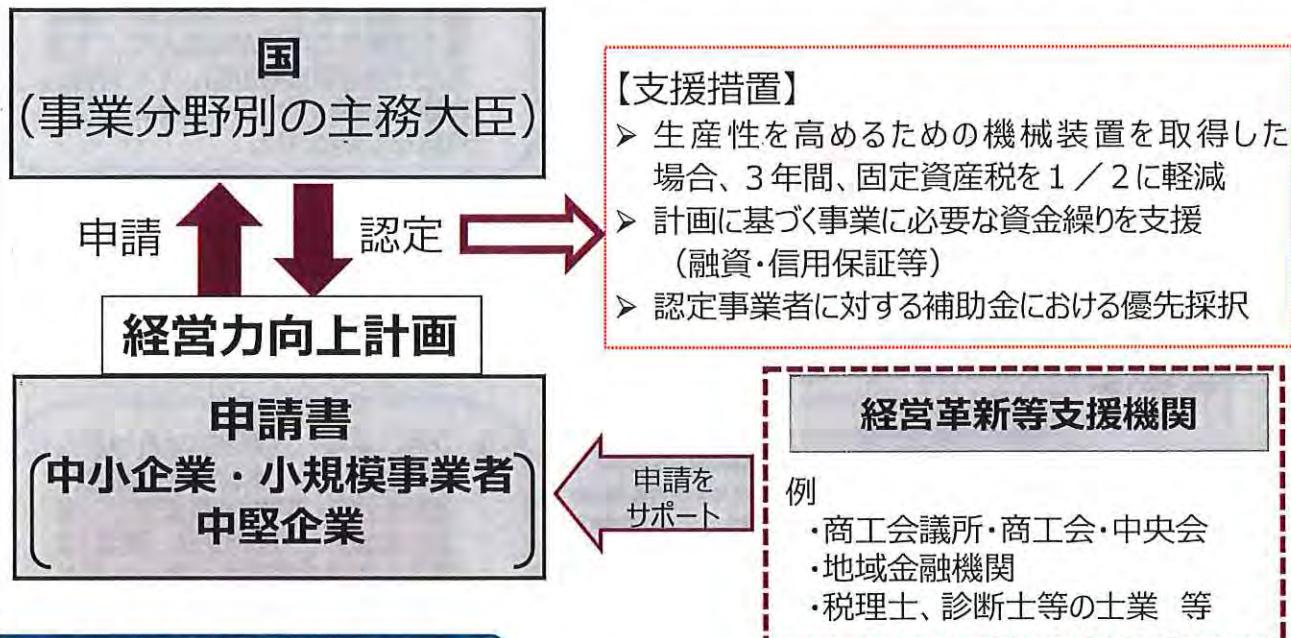
A 要件に合致することを示す判断材料があれば、輸入した設備も対象になります。

1. 中小企業等経営強化法 経営力向上計画の概要

(1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】申請書類は実質2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や士業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

【ポイント3】認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置の固定資産税が半分に
計画認定を受けた場合、資本金1億円以下の会社、個人事業主などは、①160万円以上の機械及び装置であって、②生産性が年平均1%以上向上等の要件を満たせば、固定資産税の課税標準が3年間半額になります。

【ポイント4】その他の金融支援もご用意

計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

1 会社等			
事業者の氏名又は名称	株式会社METI		
代表者名(事業者が法人の場合)	代表取締役 中山 太郎		
資本金又は出資の額	2000万円		
当時雇用する従業員の数	75人		
法人番号	XXXXXXXXXXXXXX		
2 事業分野と事業分野別指針名			
事業分野	232 電子部品製造業 (2321 抵抗器・コンデンサ ・変成器・複合部品製造業)		
事業分野別指針名	製造業に係る経営力向上に関する指針		
3 実施時期			
平成 28年 12月 ~ 平成 31年 11月			
4 現状認識			
① 自社の事業概要	変圧器の製造を行う。事業分野別指針における規模は中規模に該当。主力商品は電気機械用変圧器である。取引先数は主要顧客の八社を中心とした30社程度であり、高品質需要の増加に伴い取引先数も増えている。当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力であり、弱みは価格力である。競合は変圧器メーカーの自社であり、当社に比べて低価格・短納期での商品販売を行っているものの品質は低い。		
② 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	売上は26年度1,620,000千円、27年度1,650,000千円と増加している一方で営業利益については26年度80,000千円、27年度76,000千円と減少している。原因として、①設備更新をしておらず効率の悪い機械が中心の製造ラインがあること、②熟練工員の定年退職に技能承継期間に合わせず適切な工程設計ができる人員がいないこと、③多台作業ができる若手工員が少なく多忙時工事を熟練工に頼らざるを得ないなど等の理由から、労働生産性((営業利益+人件費+減価償却費)/労働者数)が低い事が考えられる。		
③ 自社の経営状況			
5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標			
指標の種類	A 現状(数値)	B 計画終了時の目標(数値)	伸び率((B-A)/A)(%)
労働生産性	1,815千円	1,834千円	1%

- 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

- 計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する**分類コードと小分類名**を記載します。小分類の中で所管省庁が異なる場合があるので、できるだけ細分類名も併記してください。
- 複数の分野にまたがる計画の場合、列記してください。

- 計画に係る事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。
- 事業分野別指針が定められていない場合には空欄としてください。

- 3年、4年、5年のいずれかとしてください。(本記載例の場合、**当年12月～翌年11月まで一年となります。当年12月～翌年12月とした場合期間は一年一ヶ月となります**のでお気をつけください)
- 固定資産税の課税標準の特例の対象となる経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要があります。
- 計画の遡及申請は2ヶ月を限度とします。**

- 自社の事業等について記載してください。
- 事業分野別指針において、「6 経営力向上の内容」について、規模別に取組内容や取組の数が指定されている場合、自社がどの規模に該当するかを明記してください。

- 顧客の数や主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。

- 企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載してください。
- 上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」等をご活用ください。

- 「指標の種類」欄は、事業分野別指針で定められた指標がある場合には当該指標を記載し、事業分野別指針が定められておらず、基本方針にしたがって策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載してください。

【指標の計算について】

- 基本方針で定められる労働生産性の計算式は以下のとおりです。

$$\text{労働生産性} = (\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) / \text{労働投入量}$$

(労働者数又は労働者数 × 1人当たり年間就業時間)

なお、ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますのでご留意下さい

- また、現状の数値Aがマイナスとなる場合は、伸び率の計算の際に分母Aを絶対値として計算してください。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

6 経営力向上の内容

事業分野別 指針の 該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動 への該非 (該当する 場合は○)
ア ハ(2)	定年退職後の熟練工具を技術指導員として再雇用し、技術指導員による講習を行うことで工程設計に関する技能承継を図る。また、工程設計、加工工程等の一連に関して業務マニュアルの作成及び作業工程の動画撮影等を行なながら、精査知を形式化し他の工員へ共有する事で製造コストの低減を図る。	
イ イ(1)	多台持ちに関して、アに記載した事項に加え技術指導員によるむけを行なながら多台持ちの便徴に取り組む。	
ウ ウ(1)	自動巻線機の更新を行う。変圧器の部品の一つに鉄心に鋼線を巻き付けることで製造するコイルがあり、この鉄心の巻き付け作業を行なうのが自動巻線機である。自動巻線機には、一つずつ鋼線を鉄心に巻き付ける一台巻きの巻線機と複数台同時に鋼線を巻き付けることができる多台巻きの巻線機があり、現在当社で主に使用しているのは、一台巻きの巻線機である。今後、製造ラインの一台巻きの巻線機（一機種3台）を高精度度の多台巻きの巻線機（二機種3台）へと更新することで時間あたりの生産数を増加させ生産性の向上を図る。	

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達 方法	金額 (千円)
ア・イ	技術指導員人件費	自己資金	5,000
ウ	経営力向上設備購入費	融資	20,000

注意

8 経営力向上設備等の欄類

実施事項	設備等の名称／型式	単価	数量	金額
ウ	自動巻線機/MET1001	5,000 千円	2	10,000 千円
ウ	自動巻線機/MET1002	10,000 千円	1	10,000 千円
合計				20,000 千円

- 固定資産税の軽減（経営力向上計画を達成するために必要な一定の機械及び装置について3年間1/2）を活用する場合、この欄に記載します。機械及び装置の固定資産税軽減措置を利用しない場合は、空欄にしてください。
- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号（ア～エ）を記載してください。
- 固定資産税の軽減措置を受ける場合、必ず中小企業等経営強化法施行規則第8条に規定する要件に該当することを証する書類（＝工業会等による証明書）を添付してください。（様式は次ページ参照）
- 設備等の名称／型式は、工業会等の証明書の記載と一致しているか確認してください。

事業分野別指針が定められている事業分野においては、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているか記載してください。

事業分野別指針が定められておらず、基本方針に基づいて計画を策定する場合、記載いただく必要はありません。

「4 現状認識」等を踏まえて、事業分野別指針（定められていない分野にあっては基本方針）を参考して、経営力向上のために取り組むことを取組ごとに具体的に記載してください。

新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載してください。

新事業活動とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいいます。

新事業活動となる取組については、「実施事項」欄は、新事業活動ではない取組とは区分して記載してください。

- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号（ア～エ）を記載してください。
- 「使途・用途」欄には、実施事項ごとに、その事項を実施するのに要する資金について、その部分の具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金 等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

2. 手続き方法 ④固定資産税の軽減、各種金融支援

経営力向上のための取組を実行のため、(i) 固定資産税の軽減、(ii) 各種金融支援を受けることができます。

(i) 固定資産税の軽減

経営力向上計画が認定された事業者は、法律の施行日から平成31年3月31日までに生産性を高めるための設備（機械及び装置）を取得した場合、その翌年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置にかかる固定資産税を1／2に軽減します。

その要件は以下のとおりです。

①販売開始から10年以内のもの（販売開始日が、取得日の10年前の日の属する年度（1月1日～12月31日）開始の日以降であること）

②旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの

③160万円以上の機械及び装置であること

なお、生産性向上設備投資促進税制のA類型とは異なり、最新モデル要件はありません。そのため、導入しようとしているモデルの1世代前モデルから「生産性年平均」が1%以上向上している場合は、すべて固定資産税の軽減措置の対象となります。

※経営力向上計画に位置づける設備（機械及び装置）は、計画策定後に取得することが原則ですが、設備を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。認定済みの計画について、計画変更により事業に必要な設備を追加する場合にも同様です。いずれの場合においても、法の施行（平成28年7月1日）以降で、かつ計画の実施期間内に取得したものである必要があります。

※固定資産税の賦課期日は、毎年1月1日となります。したがって、機械及び装置が、事業の用に供することができる状態となった後、年末までに認定が受けられない場合、減税の期間が2年となります。通常、申請書の受理から認定までは標準処理期間として30日（事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合、45日）要します。十分余裕を持った申請をお願いします。

なお、申請書について、申請先の相違や重度の不備がある場合は差し戻しとなり、受理できない場合があります。また、軽微な不備の場合においても、各事業所管大臣からの照会や申請の差し戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。（申請者側が修正している期間は標準処理期間に含まれません。）

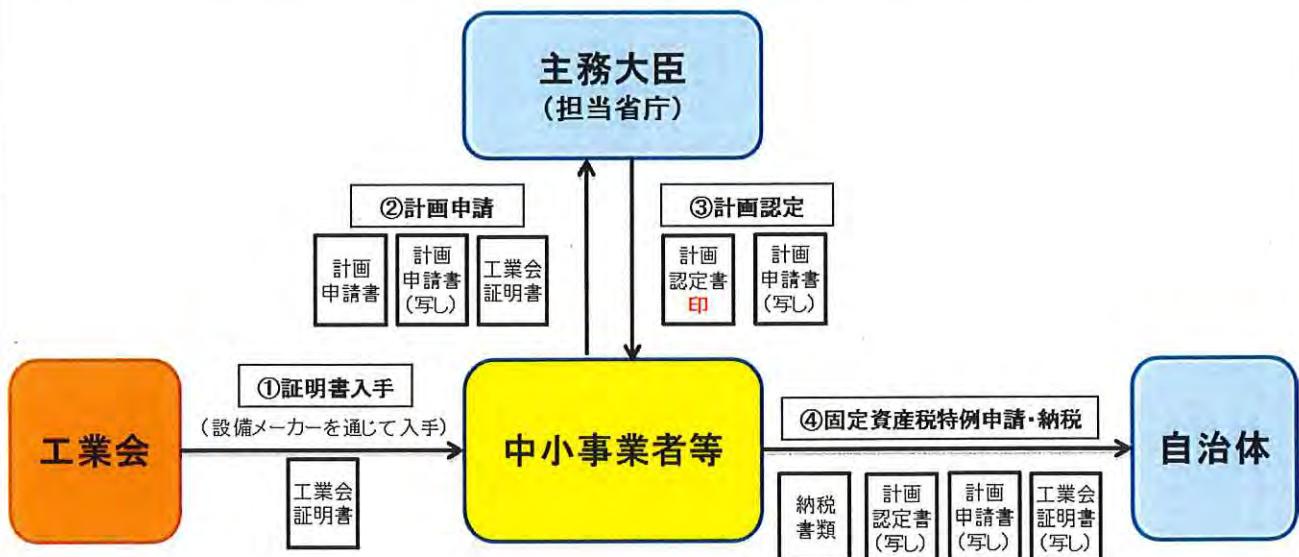
生産性向上設備投資促進税制A類型との対比

	中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置	生産性向上設備投資促進税制（A類型）
軽減措置の内容	固定資産税	法人税額の控除・特別償却
対象事業者	中小事業者等（3ページ「ウ」参照）	青色申告をしている法人・個人（対象業種や企業規模に制限はない）
対象設備	機械及び装置のみ	機械及び装置／器具及び備品／工具／建物附属設備／建物／ソフトウェア
設備の要件	▶ 販売開始から10年以内のもの ▶ 生産性1%向上 ▶ 最低取得価額要件（160万円） ▶ 中古資産でないこと 等	▶ 販売開始から10年以内のもの ▶ 最新モデル ▶ 生産性1%向上 ▶ 最低取得価額要件 ▶ 中古資産・貸付資産でないこと 等

2. 手続き方法 ④固定資産税の軽減、各種金融支援

(1) 固定資産税の軽減

【①中小事業者等自身が固定資産税の軽減措置を受ける場合】



- ① 中小事業者等は、経営力向上計画策定時に設備を決定し、設備メーカーを通じて工業会等による証明書を入手します。
- ② 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とその写し（コピー）とともに、工業会等による証明書（原本）を添付して、主務大臣に計画申請します。
※税の申告の際に必要となるため、主務大臣に提出する前に必ずコピーを取っておいてください。
- ③ 主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを中小事業者等に交付します
- ④ 固定資産税の申告の際には、納税書類とともに計画認定書の写し、計画申請書の写し、工業会等による証明書の写しなどの添付書類の写しをそれぞれ自治体に提出します。

中小企業等経営強化法における経営力向上設備等に関する税制措置
に係る工業会証明書の取得の手引き

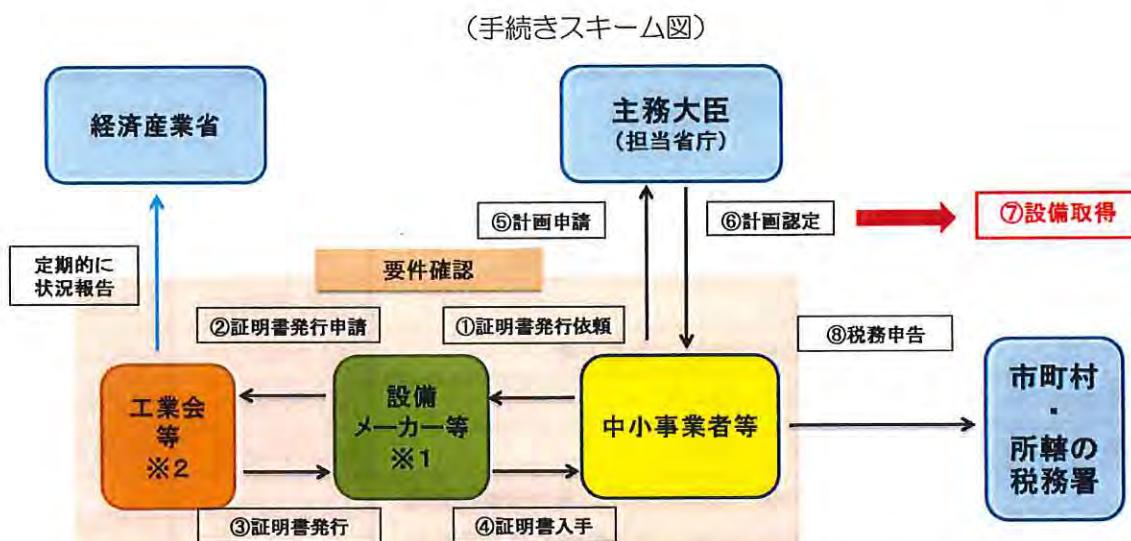
○中小企業等経営強化法第13条第4項に規定する経営力向上設備等のうち、中小企業等経営強化法施行規則第8条における以下の要件（以下「生産性向上に係る要件」といいます。）。

- ① 販売開始時期（設備区分毎に定められた期間内に販売された設備であること）
- ② 生産性向上指標（例：生産効率、精度、エネルギー効率等）に係る要件（年平均1%以上向上）

を満たす設備であることの工業会証明書を取得し、中小企業等経営強化法の認定を受けた場合で、且つ最低取得価額要件などの税法上の要件を満たすものについては、税制上の優遇措置の適用を受けられます。

工業会等では、生産性向上に係る要件を満たす旨を確認した場合、その旨を証する「証明書」を発行することとしていますので、税制上の優遇措置の適用を受けようとする法人又は事業主（以下「設備ユーザー」）の方はご活用ください。

工業会証明書の取得から税務申告の流れは、概ね以下の通りとなります。



※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。

※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。（具体的にどの設備についてどの工業会等に申請すべきかは、経済産業省HP参照。）

①設備ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等（以下「設備メーカー」）に証明書の発行を依頼してください。

②依頼を受けた設備メーカーは、証明書（様式1）及びチェックシート（様式2）に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。
手続きに際しては、必要に応じて裏付けとなる資料等を添付してください。

（注1）設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

③工業会等は、証明書の発行にあたり、必要に応じて設備メーカーから裏付けとなる資料等を取り寄せ、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカーに証明書を発行してください。その際、チェックシートは、工業会等と設備メーカーとの間の確認に用いることとし、証明書発行後は設備ユーザーへは送付せず、工業会等で保管してください。

(注2) 設備メーカーにおかれでは、工業会等が必要と判断した根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されませんのでご留意ください。

④工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送してください。

⑤設備ユーザーは、④の確認を受けた設備について、経営力向上計画に記載し、認定を受けることができます。手続きに際しては、経営力向上計画の申請書に、④の証明書の写しを添付する必要があります。

⑥認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④の証明書、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。

<参考>対象設備について

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具（※1）	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品（※1）	全て（※4）	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※1、※2）	全て（※5）	60万円以上	14年以内
ソフトウェア（※3）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 固定資産税の措置について、工具・器具備品・建物附属設備については、一部の地域（7都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）においては対象業種に限定あり。

※2 固定資産税の措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。

※3 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。

※4 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※5 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

(注3) 設備の種類によっては、税制上の優遇措置の対象から除かれるものがあります。設備メーカーは、事前に税理士に確認するなど、対象設備に該当するかどうかの確認をお願いします。

(一社) ●●●●工業会指定用紙	
整 理 番 号	
<input checked="" type="checkbox"/> ① ソフトウェア以外の場合 □ <input type="checkbox"/> ② ソフトウェアである場合 □	

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	
	設備の種類又は細目	
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	

該当要件	一定期間(注)内に販売開始された製品であるか	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%向上)に該当するか	1. 該当 2. 非該当
	(※) 当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当 2. 非該当
該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当

(注) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

<p>「該当要件欄」に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。</p> <p>平成 年 月 日 〒東京都●●区 一般社団法人●●工業会 会長 ●● ●● 印</p>	<p>当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><u>製造事業者等の名称</u></p> <p><u>製造事業者等の所在地</u></p> <p><u>代表者氏名</u> : 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>担当者氏名</u> :</p> <p><u>所 属</u> :</p> <p><u>担当者連絡先(電話番号)</u> :</p> </div>
---	--

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合】

変更事項 (注)	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条第43項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。これら税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、経営力向上設備等に該当すること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは中小企業庁経営強化法のホームページをご参照ください。(http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html)

【様式2】

本チェックリストは工業会毎に様式を変更することができます。
証明書の発行を依頼する際は、各工業会のホームページ等を確認したうえで、指定の様式で申請を行ってください。

【チェックリストのイメージ】

		設備メーカ（製造事業者）記入欄	証明者 チェック欄
販売開始要件の確認	当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。	1. 該当	2. 非該当
		販売開始年月： 年 月 ①販売開始年度： 年度（※1）	
該当要件	当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。 (※3) 比較すべき旧モデルが全くない場合には、記載不要。	1. 該当	2. 非該当
		<比較指標> (*)以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率 *以下に具体的に記入する	
生産性向上に該当するか		2. 精度 *以下に具体的に記入する	
		3. エネルギー効率 *以下に具体的に記入する	
		4. その他 *以下に具体的に記入する	
		<指標数値>※比較する指標の数値・単位を記入する ○一代前モデル： (販売開始年度) () ○当該モデル： <生産性向上> *以下に数値と算出方法を記入する 年平均： %	
該当要件への当非		1. 該当	2. 非該当

(※1) 販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。
なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

(※2) 一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内

(※3) 新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。

比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。
比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

<証明書記載例>

- 赤字** → 設備メーカー記入箇所
青字 → 工業会記入箇所
緑字 → 設備ユーザー記入箇所

○×工業会指定用紙	
整 理 番 号	1 2 3 4 - 5 6
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

1段目には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類(機械及び装置、器具及び備品、工具など)を記入。2段目には、器具備品であれば、「陳列だな及び陳列ケース」のように同省令の細目を記入。

当該設備の概要	減価償却資産の種類	器具及び備品
	設備の種類又は細目	陳列だな及び陳列ケース(冷凍機付又は冷蔵機付のもの)
	設備の名称	冷蔵ショーケース
	設備型式	2015年式 METI SME-W
	本社名・事業所名	株式会社影倉商店・坂同店



事業所名だけではなく、本社名まで記載

<具体例：冷蔵ショーケース 横山製作所製>

該当要件を満たしているかについては、設備メーカー等は裏付けとなる資料等を準備した上で、チェックシート(様式2)をご記入ください。

該当要件	一定期間(注)内に販売開始された製品であるか	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否	1. 該当 2. 非該当

(注)一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

どの該当要件にも「1. 該当」にチェックが入る場合に限り、該当要件への当否は「1. 該当」にチェックがります。

「該当要件欄」に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

平成29年 4月15日

〒100-00××

東京都千代田区△△△△△

一般社団法人〇×工業会

会長 中小 太郎 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

平成29年 4月 1日

製造事業者等の名称 横山製作所

製造事業者等の所在地 〇〇県〇〇市〇一〇一〇

代表者氏名： 内村 直明 印

担当者氏名： 恵沢 大洋

所 属： 事業環境部

担当者連絡先(電話番号)：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

当初認定を受けた経営力向上計画に記載した設備の所在地が
市町村を越えて変更となった場合、設備ユーザーが設備所在地の変更前と変更後を記入

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の所在地」について変更がある場合】

変更事項 (注)	変更前（都道府県名・市町村名）	変更後（都道府県名・市町村名）
	○○県坂同市	○○県伊澤市

(注) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条第43項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、「生産性向上」の要件（「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するものです。これら税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、経営力向上設備等に該当すること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは中小企業庁経営強化法のホームページをご参照ください。（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>）

<チェックリスト記載例>

チェックリストは、工業会と設備メーカーとの間の確認に用いることとし、証明書発行後は設備ユーザーへは送付せず、工業会で保管してください（必要に応じて設備メーカーにコピーを共有）。

本チェックリストは工業会毎に様式を変更することが可能です。

証明書の発行を依頼する際は、各工業会のホームページ等を確認したうえで、指定の様式で申請を行って下さい。

【チェックリスト①】

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
該 当	販 売 開 始 要 件 の 確 認	1. 該当 2. 非該当 販売開始年月 : 2015年4月 ①販売開始年度 : 2015年度（※1） 取得等をする年度 : 2017年10月 ②取得日を含む年 : 2017年 ②-①=2年が一定期間（※2）の要件内 本設備（器具備品）であれば、取得等をする年から起算して6年内に販売されたものであるか確認。例えば、2010年2月（=①2010年度）に販売開始されたものの場合、2017年4月（=②2017年）に取得したときは、6年内の要件を満たしません（②-①=7年）ので「一定期間内」の要件に該当しませんので対象外となります。	✓ ✓
要 件	生産性向上に該当するか	1. 該当 2. 非該当 <比較指標> (*) 以下の1~4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率【 】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 消費電力 】 4. その他【 】 「生産効率」「精度」「エネルギー効率」はあくまで代表例です。様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点より指標は幅広く認めています。工業会におかれましては、その指標が制度趣旨に沿ったものであるのかどうかをご確認ください。 例えば、上記以外にも、処理数、加工量、加工時間、検査数（検査装置）等といったものが考えられます。一方、設備の「金額」や設備導入による「副次的な効果」などは設備の「生産性」に直接関係しませんので相応しくないと考えます。	✓ ✓

		<p><u><指標数値></u></p> <p>(一代前モデル) : 40 (2010年度販売 METI SME-W) (当該設備) : 20</p> <p><u><生産性向上></u></p> <p>年平均10%</p>	
		<p>(例) 2015年販売のモデルの指標（消費電力）が20であり、2010年販売の一代前モデルが40である場合、 $[(20 - 40) \div 40] \div 5\text{年} = -0.1$ すなわち年平均10%のエネルギー効率の向上となり、「年平均1%以上」を満たすこととなります。</p>	

該当要件の当否

 1. 該当 2. 非該当

上記の該当要件に関し、両方に「1. 該当」にチェックが付いた場合のみ、該当要件にも「1. 該当」にチェックが付きます。

(※1) 販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。
なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

(※2) 一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内

(※3) 新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。

比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。
比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

減価償却資産の耐用年数表

別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

【全体 4/15】

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
		冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	13
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	その他のもの	15
		エスカレーター	15
	昇降機設備	エレベーター	17
			8
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		12
		アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの
	店用簡易装備		3
	可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18
		その他のもの	10

減価償却資産の耐用年数表

別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

【全体 12/15】

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
工具	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)		5
	治具及び取付工具		3
ロール	金属圧延用のもの	4	
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	3	
型(型枠(わく)を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2	
	その他のもの	3	
切削工具		2	
金属製柱及びカッペ		3	
活字及び活字に常用される金属	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る。)	2	
	自製活字及び活字に常用される金属	8	
前掲のもの以外のもの	白金ノズル	13	
	その他のもの	3	
前掲の区分によらないもの	白金ノズル	13	
	その他の主として金属製のもの	8	
	その他のもの	4	

減価償却資産の耐用年数表

別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

【全体 13/15】

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
器具及び備品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務椅子及びキャビネット	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		応接セット	
		接客業用のもの	5
		その他のもの	8
		ベッド	8
		児童用机及び椅子	5
		陳列だな及び陳列ケース	
		冷凍機付又は冷藏機付のもの	6
その他のもの	8		
その他の家具			
接客業用のもの	5		
その他のもの			
主として金属製のもの	15		
その他のもの	8		
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5		
冷房用又は暖房用機器	6		
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6		
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)	4		
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3		
じゅうたんその他の床用敷物			
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3		
その他のもの	6		
室内装飾品			
主として金属製のもの	15		
その他のもの	8		
食事又はちゆう房用品			
陶磁器製又はガラス製のもの	2		
その他のもの	5		
その他のもの			
主として金属製のもの	15		
その他のもの	8		
事務機器及び通信機器	2 事務機器及び通信機器	膳写機器及びタイプライター	
		孔版印刷又は印書業用のもの	3
		その他のもの	5
		電子計算機	
		パソコン用(サーバー用のものを除く。)	4
		その他のもの	5
		複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
		その他の事務機器	5
		テレタイプライター及びファクシミリ	5
		インターホーン及び放送用設備	6
電話設備その他の通信機器			
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6		
その他のもの	10		
時計、試験機器及び測定機器	時計	10	
	度量衡器	5	
	試験又は測定機器	5	
光学機器及び写真製作機器	オペラグラス	2	
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5	
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8	

減価償却資産の耐用年数表

別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

【全体 14/15】

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
器具及び備品	5 看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
		マネキン人形及び模型	2
		その他のもの	
		主として金属製のもの	10
	6 容器及び金庫	その他のもの	5
		ボンベ	
		溶接製のもの	6
		鍛造製のもの	
		塩素用のもの	8
		その他のもの	10
	7 理容又は美容機器	ドラムかん、コンテナーその他の容器	
		大型コンテナー(長さが6メートル以上のものに限る。)	7
		その他のもの	
		金属製のもの	3
		その他のもの	2
		金庫	
	8 医療機器	手さげ金庫	5
		その他のもの	20
			5
9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	消毒殺菌用機器	4
		手術機器	5
		血液透析又は血しよう交換用機器	7
		ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
		調剤機器	6
		歯科診療用ユニット	7
		光学検査機器	
		ファイバースコープ	6
		その他のもの	8
		その他のもの	
10 生物	10 生物	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
		移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4
		その他のもの	6
		その他のもの	
		陶磁器製又はガラス製のもの	3
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
		たまつき用具	8
		パチンコ器、bingo器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2
		ご、しようぎ、まあじやん、その他の遊戯具	5

減価償却資産の耐用年数表

別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

【全体 15/15】

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
器具及び備品	11 前掲のもの以外のもの	その他のもの	8
		映画フィルム(スライドを含む。)、磁気テープ及びレコード	2
		シート及びロープ	2
		きのこ栽培用ほだ木	3
		漁具	3
		葬儀用具	3
		楽器	5
		自動販売機(手動のものを含む。)	5
		無人駐車管理装置	5
		焼却炉	5
		その他のもの	
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
12 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	15	
	その他のもの	8	